

新型コロナウイルス感染拡大で苦しむ介護事業所への支援を求める陳情

令和2年9月17日 受理 新型コロナウイルス感染症対策
令和2年9月29日 付託 調査特別委員会

提出者

札幌市東区北9条東1丁目2-22 労働センター

北海道勤医協労働組合気付

介護される人もする人も、みんな笑顔に！

北海道連絡会

代表者 共同代表 社会福祉法人 勤医協福祉会
専務理事 栗原 博志

提出者

札幌市東区北9条東1丁目2-22 労働センター

北海道勤医協労働組合気付

介護される人もする人も、みんな笑顔に！

北海道連絡会

代表者 共同代表 福祉保育労働組合道本部
執行委員長 深谷 正史

(要 旨)

- 1 介護事業所が倒産・廃業に至らないよう、介護事業所への財政支援を講じること。
前年の実績にもとづき介護報酬の概算払いを行うなど、減収分の補填制度を創設すること
- 2 通所系・短期入所系サービス事業者等における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適正に評価するため、通常とは異なる介護報酬を算定することを可能とする国の「臨時的な取扱い（第12報：令和2年6月1日）」の活用により、増額する利用者負担分に相当する額を交付する補助金制度を創設すること
- 3 希望する介護従事者および利用者とその家族がPCR検査を受けられる体制を整備すること

(理 由)

新型コロナウイルス感染拡大の中、当会が行った「道内介護事業所の新型コロナ感染対策についての緊急アンケート調査（2020年5月）」では道内回答事業所全体の50%が減収しており、札幌市の減収率は57%と道内平均を上回っています。特に、通所系サービスで

は札幌市内で90%が減収となり、減収率平均は34%と大きな経営的打撃を受けています。経営基盤の弱い事業所が多数を占める中、今後経営的に行き詰まり介護事業所の倒産・廃業が危惧されます。このままでは感染が収束したとしても、各地域の介護事業を継続していけるかの危機に立っています。

さらに、市内通所および短期入所系サービス事業所では、通常とは異なる介護報酬を算定することを可能とする国の「臨時的な取扱い（第12報）」に基づき、同意が得られた場合は提供時間区分を2段階アップするなどした単位数で請求し、一部減収分を補填しています。しかし、利用者負担分が増額するため、経済困難やサービス限度額を超過するリスクがある利用者には適応できず、当制度を活用できない事例が多くあります。すでに長野県飯田市は、臨時交付金を原資に「通所系サービス事業者等感染症拡大防止対策支援事業補助金」を創設しています。

また、要望したいことの上位に「PCR検査を受けやすくする」ことが上がり、市内回答事業所のうち293事業所、69%に上っています。特に訪問系サービスは家から家へ屋外移動するため媒介者になる不安が大きく、訪問看護85事業所・75%、訪問介護135事業所・74%が検査体制の整備を求めています。

以上のことから介護事業所を守り、市民・高齢者の介護を受ける権利を守り、介護従事者を守るために、要旨記載のとおり陳情します。